

所管部課	市民部産業振興課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市市民農園条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>利用の辞退、使用料の還付、利用の制限に関する規定の整備を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用の辞退に関する規定の追加 ・利用の辞退に関する規定の追加に伴う使用料の還付 ・利用の制限をした場合に通知することを明記 ・利用の辞退と制限をした場合の通知についての様式を追加 ・文言整理 <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>本規則の改正により、市民農園の利用について明確になり、適正な市民農園運営が図れる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。